

1. 件名：「東海第二発電所の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(80)」

2. 日時：平成30年1月9日（火）13時30分～14時20分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：三井安全審査官、竹内安全審査官、中村安全審査官、佐藤(秀)安全審査官、永井安全審査官、岩崎係員

日本原子力発電：開発計画室 室長代理 他13名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁から、日本原子力発電・東海第二発電所の新規制基準適合性審査に係る平成29年11月8日に提出があった補正書（及び平成29年11月14日提出の補正比較表）のうち、地震・津波等に関する記載に関して、その内容を確認した結果、設置許可基準規則への適合に係る判断に際して必要な事項として、以下の点について指示・指摘等を行い、引き続き適合状況について確認することとした。

①「6. 津波」については、審査会合において論点となった又は確認を求めた内容が明瞭に記載されていないため、第526回(H29/11/10)審査会合資料（またはそれを適正化した資料）を用いて、別途ヒアリングにて説明すること。

②「6. 津波」以外については、各章節間の記載内容の統一、誤字や表記のゆれなどの確認、並びに、規則、解釈及びガイドとの記載の統一とを図るとともに、地盤・地震については、以下のとおり指摘した。

〔地盤〕

・敷地の地質構造において、「将来活動する可能性のある断層等」がないことを的確かつ丁寧に説明すること。

- ・基礎底面以深の基礎岩盤のすべりに対する安定性評価結果の位置付けをその方針も含めて明確にすること。
- ・鉄筋コンクリート防潮壁区画（北側）について「傾斜が安全機能上問題となる構造物ではない」とあるが、理由を説明すること。

〔地震〕

- ・敷地周辺の地盤構造評価において、周期 1.0 秒前後の後続波を励起することについて明記すること。
- ・海洋プレート内地震による検討用地震の選定及び地震動評価において、中央防災会議（2004）の取り扱いを明確にすること。
- ・震源を特定せず策定する地震動において、影響の大きい5地震を抽出したことを追記するとともに、「加藤ほか（2004）等に基づき設定した応答スペクトル」を採用した理由を明記すること。
- ・震源を特定せず策定する地震動において、採用した北海道留萌支庁南部地震の観測波について、「評価した基盤地震動にK-N-E-T港町観測点と敷地の解放基盤表面相当位置の地盤物性の相違による影響等を考慮して評価した地震動の応答スペクトルを考慮する。」については、敷地の解放基盤相当位置とK-N-E-T港町観測点のS波速度の違いを考慮したことが具体的にわかるような記載とすること。

（2）日本原子力発電から、津波評価に関するヒアリング実施の件及び本日の補正書に関する指摘等について了解した旨の回答があった。

6. 参考資料（日本原電既提出資料）

〔平成29年11月14日面談提出資料〕

- ・東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（申請と補正の比較）添付書類六の一部（地震・津波審査の該当箇所）

〔第526回（平成29年11月10日）審査会合資料〕

- ・東海第二発電所 新規制基準適合性に係る 審査を踏まえた検討・反映事項について

- ・ 東海第二発電所 地盤（敷地周辺及び近傍の地質・地質構造）について
- ・ 東海第二発電所 地盤（敷地周辺及び近傍の地質・地質構造）について
（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 敷地の地質・地質構造について
- ・ 東海第二発電所 敷地の地質・地質構造について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 基準地震動の策定について
- ・ 東海第二発電所 津波評価について
- ・ 東海第二発電所 津波評価について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 火山影響評価について
- ・ 東海第二発電所 火山影響評価について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤
及び周辺斜面の安定性評価について
- ・ 東海第二発電所 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤
及び周辺斜面の安定性評価について（補足説明資料）